

結核健康診断事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、結核の予防と公衆衛生の向上に寄与するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定に基づき、結核に係る定期の健康診断（以下「結核健康診断」という。）の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2 この補助金は、法第53条の2に規定する学校又は施設（中核市を所在地とするものを除く。）の設置者が、法第58条の3の規定に基づき支弁する結核健康診断に要する経費を対象とする。

（交付額の算定方法）

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- （1）別表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- （3）（2）により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じ、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（交付の条件）

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- （1）補助事業の内容を変更（第3の交付額の増額を伴わない軽微な変更を除く。なお、「軽微な変更」とは、補助所要額の20%未満の変更とする。）しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- 2 前項の規定による報告又は承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- （1）補助事業の内容を変更しようとするとき 結核健康診断事業変更承認申請書（様式第1号）
 - （2）補助事業を中止（廃止）しようとするとき 結核健康診断事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了しないとき 結核健康診断事業完了期限延長承認申請書（様式第3号）

(申請書の様式等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、結核健康診断事業補助金交付申請書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 結核健康診断事業計画明細書(様式第5号)

(2) 予算書の抄本

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(実績報告書の様式等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、結核健康診断事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 結核健康診断事業実施明細書(様式第7号)

(2) 決算書又はその見込書の抄本

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付請求)

第7 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、結核健康診断事業補助金交付(概算払)請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第8 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄保健福祉事務局長を経由するものとする。

(細則)

第9 規則及びこの要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
結核健康診断事業	次により算定した額の合計額 (1) 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×372円 (2) 医療機関で直接撮影を受けた者の延数×1,271円	結核健康診断のために必要な報酬、職員手当(特殊勤務手当)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費、修繕料及び医薬材料費)、役務費(通信運搬費、公告料、手数料及び損害保険料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費	3分の2